

( 議 ) 第 1 号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条  
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規  
定により提出する。

平成17年1月12日

提出者

秋田市議会議員 柏 谷 幸 彦

外41名

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「42人」を「46人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（選挙区の設置および各選挙区において選挙すべき議員の定数）

2 この条例の施行の日から同日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第8条第1項の規定により次の表の左欄のとおり選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の定数は、同令第9条の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる数とする。

選 挙 区		定 数
名 称	区 域	
第1選挙区	河辺町および雄和町の編入前の秋田市の区域	42人
第2選挙区	河辺町および雄和町の編入前の河辺町の区域	2人
第3選挙区	河辺町および雄和町の編入前の雄和町の区域	2人

提案理由

河辺町および雄和町の編入に伴い、議員の定数を改めるとともに、選挙区を設定し、各選挙区における議員の定数を定めるため、改正しようとするものである。